

千早赤阪村要綱第 33 号

広報ちはやあかさか村民投稿募集要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、広報ちはやあかさかが、より村民に親しまれるために設置した村民投稿のコーナーに掲載する投稿作品の募集について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 村民投稿に記事を応募する者をいう。
- (2) 応募作品 村民投稿に応募者が投稿した写真・作品をいう。

(応募者の対象)

第 3 条 村内に在住する者とする。ただし、18 歳未満の者については、保護者の同意を得たものに限る。

(募集内容について)

第 4 条 村民投稿のコーナーは、次の各号のとおりとする。

- (1) わがやのホープ
- (2) こそせだより

(応募作品)

第 5 条 応募作品は、別表のとおりとする。

2 原則、応募作品は、電子データで応募するものとし、電子データがない作品等は、デジタルカメラ等で撮影したものを電子データ化にして応募するものとする。ただし、A3 サイズ以内の平面作品に限り、現物の応募作品は可能とする。

(応募者の責務)

第 6 条 応募者は、次の各号に掲げる事項について、責務を負わなければならない。

- (1) 自身の応募作品によって生じたいかなるトラブル・損害も応募者の責任及び負担によって解決すること。
- (2) 自身の応募作品に個人情報がある場合は、本人の同意を得ること。
- (3) 自身の応募作品が第三者の権利を侵害するものではないことを村に保

証すること。

- (4) 村のホームページに広報紙の電子データが掲載されるため、応募作品が村のホームページに掲載されることを了承すること。

(欠格事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する応募作品は、掲載不可とする。

- (1) 著作権・肖像権・プライバシー等、第三者の権利を侵害しているもの又はその恐れがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの、犯罪行為に結び付くもの又はその恐れのあるもの
- (3) 政治・宗教団体、営利目的のもの、公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (4) 立ち入り禁止又は撮影禁止場所で撮影したもの
- (5) コンテスト等に応募済のもの
- (6) 手ぶれ・ピンボケ等掲載にあたり、被写体が、不明瞭ではっきり分からないもの
- (7) 会員の募集等、募集案内を目的としたもの又はこれに類するもの
- (8) 前各号のほか、掲載にふさわしくないと村が判断したもの

(応募作品の申込)

第8条 第4条第1号に応募する者は、次の各号に定める事項を記載の上、応募作品を電子メール、持ち込み又は郵送により広報担当課に提出しなければならない。

- (1) 応募者の子の氏名及び年齢
- (2) 応募者の氏名
- (3) 応募者の住所、電話番号及びメールアドレス
- (4) 応募者の子へのメッセージ

2 第4条第2号に応募する者は、広報ちはやあかさか村民投稿申込書（別記様式）及び応募作品を電子メール、持ち込み又は郵送により広報担当課に提出しなければならない。

3 電子メールでの申込は、応募作品の電子データファイルの容量は10メガバイト以内とし、ファイル形式はJPG・JPEG・PNG形式のものに限る。

4 持ち込み又は郵送による申込は、写真や絵ハガキ等平面そのものの提出に

限り受け付けるものとし、USB メモリーや SD カード等の記録媒体による申込は、受け付けないものとする。

5 応募の申込にかかる費用は応募者の負担とする。

(掲載の決定)

第9条 前条の規定による申込があったときは、速やかに当該申込に係る書類を審査し、掲載の有無を決定するものとする。

2 前項の規定により応募作品の掲載を決定したときは、速やかに電話又は電子メールにより当該応募者に掲載記事案とともに通知するものとする。

3 前項の通知を受けた応募者は、掲載記事案の内容を確認し、広報担当課に校正の有無を回答しなければならない。

4 応募者からの回答があり次第、掲載するものとする。

(掲載の取消)

第10条 前条第2項の通知から7日以内に応募者から回答がない場合は、掲載の取消ができるものとする。

2 前条第1項の規定による掲載の決定をした場合において、第7条各号に規定する欠格事項に該当することが判明したときは、掲載の取消ができるものとする。

3 前項の規定により、掲載の決定を取り消したときは、速やかにその旨を当該応募者に通知するものとする。

(応募作品の取扱い)

第11条 応募作品の著作権は応募者に帰属するが、使用权は、村に無償で譲渡されたものとする。

2 応募作品の掲載にあたり、必要に応じてトリミング等の加工やコメントの編集ができるものとする。

3 応募作品は、原則返却しないものとする。

(その他)

第12条 村が応募時に収集した個人情報、本目的以外には使用しないものとする。ただし、掲載の決定をした場合は、氏名又は広報ちはやあかさか村民投稿申込書に記載されたペンネームを公表するものとする。

5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

コーナー名	応募作品
わがやのホープ	小学校高学年までの応募者の子の写真。
こごせだより	過去1年以内に応募者が、撮影した村（村民）が関係する写真又は、応募者が作成したイラスト、手芸若しくは習字等の作品。（ただし、エッセイなど文章のみの作品は不可）。

別記様式

広報ちはやあかさか村民投稿申込書

広報担当課 宛

年 月 日

次のとおり、広報ちはやあかさかへの掲載を申し込みます。

応募者	氏名(フリガナ)	
	紙面に掲載する ペンネーム	※本名希望の場合は記入不要
	生年月日	年 月 日
	年齢	歳
	保護者名	※18歳以上は記入不要
	住所	千早赤阪村大字
	連絡先	電話番号: メールアドレス:
応募作品	タイトル ※15字以内	
	コメント ※80~100字程度	
	写真のみの場合	撮影年月日: 年 月 日 撮影場所:

〈注意事項〉

- ・過去1年以内に応募者が、撮影した村(村民)が関係する写真又は、応募者が作成したイラスト、手芸若しくは習字等の作品の写真に応募してください(ただし、エッセイなど文章のみの作品は不可)。
- ・人物や他人の所有物がはっきりと映る場合は、許可を得てください。
- ・応募者は自身の応募作品について、一切の責務を負うものとします。応募により生じたいかなるトラブル・損害も応募者の責任及び負担によって解決ください。
- ・村広報掲載時、レイアウトの都合上、トリミングや写真上にタイトル等を挿入することがあります。